

浜松市下水道事業排水設備工事指定工事人の違反行為の処分基準

第1条 この基準は、浜松市下水道事業排水設備工事指定工事人規程（平成11年浜松市下水道部管理規程第2号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、下水道事業排水設備工事指定工事人(以下「指定工事人」という。)の違反行為の処分基準について、必要な事項を定める。

第2条 管理者は、指定工事人に、別表1に掲げる違反の事実がある場合、当該指定工事人に対し、同表に掲げる処分を行うものとする。

2 前項の処分のうち、指定の効力の停止の期間は、別表2により算定した違反点数に基づき、別表3のとおり決定するものとする。

3 文書注意は、別表2により算定した違反点数が、別表3の指定の効力の停止の基準に満たない場合とする。

第3条 2以上の違反行為があった場合には、前条に規定する処分基準のうち、最も重いものを適用する。

第4条 第2条第2項に基づき指定の効力を停止した指定工事人が、管理者が当該処分を決定した日から起算して2年以内に、指定の効力の停止処分に相当する違反を繰り返した場合は、指定の取消し処分を行うことができるものとする。

第5条 第2条第3項に基づき文書注意をした場合の違反点数の有効期間は、管理者が違反点数を決定した日から起算して2年間とする。

第6条 指定の取消し処分を受けた者は、当該処分の開始の日から再指定されるまでの間、指定の効力の停止処分を受けた者は、当該処分の開始の日から終了の日までの間、新たな排水設備工事の施行をすることができない。ただし、処分の開始の前日までに施行の承認を受けた工事については、この限りではない。

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

2 下水道排水設備工事指定工事人の違反行為の処分基準(平成17年4月1日施行)は、廃止する。

3 この基準は、この基準の施行の日以後に発生した違反の事実から適用し、同日前に発生した違反の事実については、なお従前の例による。

別表1(第3条第1項関係)

排水設備指定工事人処分基準

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	処分要件	
1 指定要件違反	工事人規程第13条1項(指定の取り消し等)	工事人規程第3条1項1号(指定工事人の指定)	次の1号から3号までの要件に適合しなくなったとき			
			1	責任技術者が1名以上専属していること。	指定取消し	責任技術者の専属若しくは「指定工事人辞退」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合は取消し。
			2	工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。	指定取消し	欠けている機械器具を備える若しくは「指定工事人辞退」を提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合は取消し。
		工事人規程第3条1項3号	3	静岡県内に営業所があること。	指定取消し	営業所を設ける若しくは「指定工事人辞退届」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合は取消し。
			次のアからオまでのいずれかに該当したとき			
			ア	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。	指定取消し	一律に指定取消し。
			イ	第13条第2項の規定により指定を取消され、その取消の日から2年を経過していないもの。	指定取消し	一律に指定取消し。
			ウ	指定工事人(法人にあっては代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないもの。	指定取消し	一律に指定取消し。
			エ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。	指定取消し	一律に指定取消し。
			オ	法人であって、その役員のうち前記アからエまでのいずれかに該当する者があるもの。	指定取消し	一律に指定取消し。
2 指定工事人の責務及び遵守事項違反	工事人規程第13条2項第1号(規程9条第2項第10号を除く)規定に違反	工事人規程第9条第2項第1号(指定工事人の責務及び遵守事項)	次の各号に掲げる事項を遵守しないとき。			
			1	(工事の受諾) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。	指定停止	
			2	工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限、その他の必要事項を明確に示さなければならない。	指定停止	
			3	(第三者委託) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又請け負わせてはならない。	指定停止	
			4	(名義貸し) 指定工事人としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。	指定停止	
			5	(無届工事) 工事は、浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)第6条に規定する排水設備に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。
			6	(工事材料) 排水設備の工事に使用する材料は、市の承認又は検査を受けたものを使用しなければならない。	指定停止	
			7	(施工管理) 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ施工してはならない。	指定取消し又は指定停止	
			8	管理者が行った検査の結果、排水設備の工事が不完全と認められたときは、管理者の指定する期間内に改善しなければならない。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。
		9	工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。	

3	届出義務違反	工事人規程第13条2項第2号(不届出)	次の各号に該当する事項の届出がないとき。			
			工事人規程第10条2項第1号	1 組織を変更したとき。(法人の場合)	指定取消し又は指定停止	期間を定め、「変更届」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合は指定取消し。
			工事人規程第10条2項第2号	2 代表者に異動があったとき。(法人の場合)	指定取消し又は指定停止	
			工事人規程第10条2項第3号	3 商号を変更したとき。(法人の場合)	指定取消し又は指定停止	
			工事人規程第10条2項第4号	4 営業所を移転したとき。(法人の場合)	指定取消し又は指定停止	
工事人規程第10条2項第5号	5 専属する責任技術者に異動があったとき。	指定取消し又は指定停止				
4	不誠実な行為があるなどで指定工事人として不適当	工事人規程第13条2項第3号(不誠実な行為があるなどで指定工事人として不適当)	次の1から12までのいずれかに該当したとき			
			1 (虚偽の記載) 排水設備工事に当たり、排水設備計画確認申請書、その他の提出資料に虚偽の記載をしたとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。	
			2 正当な理由なく排水設備工事を拒否し、遅延、又は中断したとき。	指定停止		
			3 (工事完了届の未提出) 排水設備工事に当たり、工事完了後正当な理由無く5日以内に工事完了届が提出されなかったとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。	
			4 (完了検査不立会い) 排水設備工事の完了検査に専任の責任技術者を正当な理由なく立ち合わせなかったとき。	指定停止		
			5 接続の許可をとらずに取付管に排水設備を接続したとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。	
			6 (不正な指定申請) 虚偽等により不正な手段で排水設備工事指定工事人の登録又はその更新を受けたとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。	
			7 道路等占用許可及び道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。	
			8 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止		
			9 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。	
			10 研修の機会を確保しなかったとき。	指定停止		
			11 文書注意に従わなかったとき。	指定停止		
12 その他の不正又は不誠実な行為を行ったとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。				

別表2(第3条第2項関係)

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	単位	処分内容	
1 指定要件違反	工事人規程第13条第1項	工事人規程第3条1項1号	次の1号から3号までの要件に適合しなくなったとき			
			1	責任技術者が1名以上専属していること。	1回	16(取消し)
			2	工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。	1回	16(取消し)
		工事人規程第3条1項2号	3	静岡県内に営業所があること。	1回	16(取消し)
			次のアからオまでのいずれかに該当したとき			
		工事人規程第3条1項4号	ア	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。	1回	16(取消し)
			イ	第13条第2項の規定により指定を取消され、その取消しの日から2年を経過していないもの。	1回	16(取消し)
			ウ	指定工事人(法人にあっては代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないもの。	1回	16(取消し)
			エ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由があるもの。	1回	16(取消し)
			オ	法人であって、その役員のうち前記アからエまでのいずれかに該当する者があるもの。	1回	16(取消し)

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	単位	最高処分点数	
2 指定工事人の責務及び遵守事項違反	工事人規程第13条2項第1号	工事人規程第9条2項	次の各号に掲げる事項を遵守しないとき。			
			1	(工事の受諾) 工事施工の申込みを受けたときに、正当な理由のない限り拒んだはならない。	1回	11
			2	工事を適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際して、工事金額、工事期限、その他の必要事項を明確に示さなければならない。	1回	11
			3	(第三者委託) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又請け負わせてはならない。	1回	11
			4	(名義貸し) 指定工事人としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。	1回	11
			5	(無届工事) 工事は、浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)第6条に規定する排水設備に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。	1回	16
			6	(工事材料) 排水設備の工事材料は、市の承認又は検査を受けたものを使用しなければならない。	1回	11
			7	(施工管理) 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ施工してはならない。	1回	16
			8	管理者が行った検査の結果、排水設備工事が不完全と認められたときに、管理者の指定した期間内に改善をしなければならない。	1回	16
			9	工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。	1回	16
3 届出義務違反	工事人規程第13条2項第2号		次の各号に該当する事項の届出がないとき。			
			1	組織を変更したとき。(法人の場合)	1回	16
			2	代表者に異動があったとき。(法人の場合)	1回	16
			3	商号を変更したとき。(法人の場合)	1回	16
			4	営業所を移転したとき。(法人の場合)	1回	16
			5	専属する責任技術者に異動があったとき。	1回	16

4	不誠実な行為があるなどで指定工事人として不 適当	工事人規程第13 条2項第3号	次の1から12までのいずれかに該当したとき			
			1	(虚偽の記載) 排水設備工事に当たり、排水設備計画確認申請書、 その他の提出資料に虚偽の記載をしたとき。	1回	16
			2	正当な理由なく排水設備工事を拒否し、遅延、又は中断したとき。	1回	11
			3	(工事完了届けの未提出) 排水設備工事に当たり、工事完了後正当 な理由無く5日以内に工事完了届が提出されなかったとき。	1回	16
			4	(完了検査不立会い) 排水設備工事の完了検査に専任の責任技術者 を正当な理由なく立ち合わせなかったとき。	1回	11
			5	接続の許可をとらずに取付管に排水設備を接続したとき。	1回	16
			6	(不正な申請) 虚偽等により不正な手段で排水設備工事指定工事人 の登録又はその更新を受けたとき。	1回	16
			7	道路等占用許可及び道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	1回	16
			8	施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	1回	11
			9	施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えた とき。	1回	16
			10	研修の機会を確保しなかったとき。	1回	7
			11	文書注意に従わなかったとき。	1回	11
12	その他の不正又は不誠実な行為を行ったとき。	1回	16			

別表3 (第3条第3項関係)

指定停止期間

違反点数	処分内容
6点以上8点未満の場合	1か月間の指定停止
8点以上10点未満の場合	2か月間の指定停止
10点以上12点未満の場合	3か月間の指定停止
12点以上14点未満の場合	4か月間の指定停止
14点以上16点未満の場合	6か月間の指定停止
16点以上の場合	指定の取り消し